

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 西堤 優

本論文は自己制御とは何かという問題について、とくに自己制御における情動の役割に注目しながら、自己制御とその喪失の多様なあり方を明らかにしたすぐれた論文である。情動は自己制御を阻害する要因とみなされがちであるが、じつは自己制御には情動が重要な働きをしており、私たちがおおむね自己制御ができているというあり方をするためには、おおむね適切な情動を抱くことができなければならないということが多様な考察を通じて詳細に明らかにされており、この点に本論文の大きな意義があると言える。

まず第一章では、自己制御を理解する枠組として二重システム理論が適切であり、本論文ではその理論を採用することが論じられる。二重システム理論では、私たちの認知が情動的なシステム1と理性的なシステム2という二つの異なるシステムによって行われるとするが、この捉え方への反論を吟味しながら、この理論の維持が可能であることが的確に確認される。そして自己制御とはシステム2の決定した行為が実行されることだと規定される。

第二章から第五章では、おもに適切な情動によって自己制御がなされる場合（システム1とシステム2の行為決定が一致する場合）の自己制御が論じられる。まず第二章では、自己制御における情動の必要性を論じるために、まずそもそも情動とは何かについて、情動論の歴史的な背景を踏まえながら検討が行われ、Damasioによる「ソマティック・マーカー仮説」(SMH)に代表されるような見方、すなわち情動の本質がそこに含まれる身体状態にあるとする説がもっとも説得的であることが論じられる。この説によれば、情動に含まれる身体状態が対象の価値を反映しており、それゆえ情動は自己制御（対象の価値に相応しい意思決定）に貢献することが論じられる。

第三章では、前章で取り上げたDamasioのSMHについて、それがどの程度実験的に確証されているのかということの吟味を通じて、その内容の明確化がはかれる。DamasioはSMHの根拠として「アイオワ・ギャンブル課題」の実験結果を挙げるが、この実験結果の解釈にはいろいろ問題があり、たとえばネガティブな情動とポジティブな情動の区別が必要だといった指摘が的確になされる。この吟味はなかなか綿密で深く、大きな評価に値する。

第四章では、情動の本質である身体状態が自己制御においてどんな重要な役割を果たすかが詳細に考察される。Damasioでは、情動は身体状態をじっさいに含む「身体的情動」と、あたかも含むようであるがじっさいには含まない「あたかも身体的情動」に分けられるが、この二つとさらに身体性と無縁の「知的価値評価」について比較を行い、その結果、身体的情動がその身体性ゆえに柔軟な価値評価と動機付けができることが論じられる。

第五章では、情動の合理性、すなわち情動がどのようにして対象の価値を合理的に評価す

るかが Helm の情動論を援用しつつ明快に論じられ、情動がいかにして合理的な意思決定に貢献するかがさらに明確化される。

第六章から第九章では、適切な情動がない（システム 1 とシステム 2 の行為決定が食い違う）場合、自己制御の喪失（意志の弱さ）が起こりやすいことが論じられ、たしかにときに意志の力によって自己制御ができることがあるとはいえ、おおむね自己制御ができていたためには適切な情動が必要であることが説得的に論じられる。まず第六章では、自己制御の喪失が考察され、意思決定を行おうとする段階での喪失と決定した意思を実行する段階での喪失が区別され、それぞれの喪失の諸タイプおよびその要因が明らかにされる。

第七章では、行為から信念形成に場面を移して、信念形成における自己制御とその喪失が考察される。信念形成における意志の弱さは「認識的アクラシア」とよばれるが、それが不可能であることが論じられるとともに、それでも信念形成における自己制御の喪失とよべる事態はたしかに存在し、不適切な欲求や情動がその要因であることが明らかにされる。

第八章では、適切な情動がないときの自己制御を可能にする意志について、それが何なのかが考察される。とくに意志についての二つの有力な理論である「器官理論」と「異時点間交渉モデル」を取り上げて、それらの比較検討を行い、それを通じて、一見、それらが対立するようにみえるが、じっさいには両立しうることが巧みに示される。

第九章では、前章で確認した意志とは何かを受けて、意志が発揮する力（意志力）について考察がなされる。意志力については「リソースモデル」と「プロセスモデル」があるが、現段階ではリソースモデルが有力であることが説得的に論じられる。

最後の第十章では、私たちの現実の営みにおける情動の役割と意義が責任という場面に即して考察される。責任には「帰属責任」と「非難責任」の二つの面があり、帰属責任が成立するとふつう非難責任が成立するが、弁解により現実的な非難責任が免除されることがあり、それは同情によるということが興味深く論じられる。そして、二重システム理論の枠組みから、帰属責任はシステム 2 の働きによるものであり、現実的な非難責任はシステム 1 の働きによるものであることが示される。

本論文は総じてほぼ明快に書かれており、論述の運びもおおむね理解しやすい。また、議論の質もまずまずの水準を示しており、導き出された結論もなかなか興味深い。しかしながら、本論文にもむろん問題がないわけではない。本論文では、自己制御とそこにおける情動の役割が多様な観点から丹念に考察され、それらのさまざまな側面がよく描き出されているが、それらの側面がどのような関係にあるのかという点については十分な考察がなされていないとは言い難い。そのような関係をもっと考察して、自己制御とそこにおける情動の役割についてももう少し統一的な理解が提示されることが望まれる。しかしながら、このような問題があるとはいえ、本論文でもそれなりに自己制御のあり方が包括的に提示されており、また適切な情動が自己制御に重要な貢献をなすことの解明や、自己制御の喪失の諸タイプの分析、意志の本性の考察などは、十分大きな意義があると言えよう。

したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。